

記者発表 令和7年5月16日(金)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
上下水道管理局上下水道管理課 (電話 059-237-5811)	上下水道管理課長 荒木 康

津市水道事業における維持、修繕業務に係る詐欺及び収賄事件 並びに当該事件に係る調査により判明した不適切な行為等 に係る懲戒処分について

このことについて、津市水道事業における維持、修繕業務の詐欺及び収賄事件等に係る事案に関し、詐欺及び収賄で起訴された元職員については令和7年3月7日付けで懲戒処分を行い、当該事案の管理監督責任者等については同月19日付けで懲戒処分等を行いました。

今回、本事案に関し、当該被処分者らのほか、別途書類送検が行われ不起訴処分（起訴猶予）となった2名の職員（当時水道工務課技能員）に対して、同年5月16日付けで下記のとおり懲戒処分を行いました。

記

1 事案の概要

津市水道事業における維持、修繕業務に関し、詐欺罪及び収賄罪により起訴され懲戒免職処分となった元職員の2人が、職員が直営で施工した修繕にもかかわらず、新英工業株式会社の行った修繕工事のように装い同社にその委託料を請求させていたことについて、別の2名の職員（当時水道工務課技能員）が当該元職員らの指示により修繕を施工したこと等については、不起訴処分（起訴猶予）となったものの、本市の行政に対する市民の疑惑や不信を招くものであり、本市の行政に対する市民の信頼を著しく損なわせるものであることから、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）及び第33条（信用失墜行為の禁止）に違反するものとして次のとおり懲戒処分を行いました。

2 処分の内容等

被処分者	処分内容
津北工事事務所技能員(兼)技術員・津南工事事務所 (当時 水道工務課技能員) (39歳)	戒告 (地方公務員法第29条第1項各号の規定による)
津北工事事務所技能員(兼)津南工事事務所 (当時 水道工務課技能員) (32歳)	

※ 今回の管理監督責任者等に対する処分は、令和7年3月19日付けで、管理監督責任者としての一連の業務執行管理の不徹底について、既に懲戒処分を行っています。

【参考】

- ・ 令和 7 年 3 月 7 日付け懲戒処分

被処分者	処分内容
上下水道管理課副主幹(兼)担当技能長 (当時 水道工務課副主幹(兼)維持管理担当技能長) 中村 一男 (56 歳)	免職 (地方公務員法第 29 条第 1 項各号の規定による)
上下水道管理課担当技能長 (当時 水道工務課維持管理担当技能長) 松岡 泰成 (51 歳)	免職 (地方公務員法第 29 条第 1 項各号の規定による)

- ・ 令和 7 年 3 月 19 日付け管理監督責任者等に対する懲戒処分

被処分者	処分内容
上下水道事業局長 (60 歳)	減給 10 分の 1 1 月 (地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による)
上下水道事業局次長 (60 歳)	
水道工務課長 (55 歳)	
水道工務課維持管理担当主幹 (52 歳)	
農林水産部長 (当時 上下水道事業局長) (60 歳)	戒告 (地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による)
環境部環境施設担当理事 (当時 上下水道事業局次長) (59 歳)	
建設部津北工事事務所長 (当時 上下水道事業局水道工務担当参事(兼)水道工務課長) (57 歳)	
下水道工務課工事担当主幹 (当時 水道工務課維持管理担当主幹) (52 歳)	
安芸事業所長(兼)管理担当主幹 (57 歳)	

※ 令和 7 年 3 月 7 日付け及び同月 19 日付け懲戒処分に係る被処分者の職名及び年齢は、それぞれ処分日におけるもの

- ・ 令和 7 年 3 月 24 日に市長の給料について、同年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間における給料月額 10 分の 1 に相当する額を減ずる条例改正案を令和 7 年第 1 回津市議会定例会に提出し、可決
- ・ 令和 7 年 3 月 26 日に上下水道事業管理者が、給料月額 10 分の 1、2 か月分に相当する額を自主返納